

～公益法人だより～

第7号 平成28年12月2日
滋賀県総務部総務課 発行

はじめに

当課では、公益法人のご担当者の皆さまより法人の運営等に係る様々なお問い合わせをいただいておりますが、今回は、その中から特に多くお問い合わせいただく一つである理事会、社員総会または評議員会の決議の省略について、その方法や留意点をお知らせしますので、今後の手続の参考にしてください。

また、平成28年度における税制改正を受けて、公益法人が税額控除に係る証明を受けるために必要な要件が一部改正されましたので、その概要をお知らせします。今後、税額控除に係る証明申請をご検討される場合にはご参考にしてください。

理事会、社員総会、評議員会の決議の省略について

【理事会の決議の省略とは】

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)第96条では、「理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす旨を定款で定めることができる」とされており、このような定款の定めがあれば、書面による手続により理事会の決議があったものとみなすことができます。理事会の決議の省略の手続を時系列で説明すると以下ようになります。

理事(基本的には理事長)が各理事および監事に対して、理事会の決議の目的である事項について記載した提案書を送付する。(提案書の様式は別添様式例1参照)

当該提案に対して、すべての理事から同意書の提出がなされ、すべての監事から異議がないことの意味表示がなされる。(同意書等の様式は別添様式例2参照)

理事の同意書がすべて提出され、各監事による異議の意思表示がないことを確認できた日を理事会の決議があったものとみなされた日として、議事録を作成する。(議事録の作成例は別添様式例3参照)

(留意点)

- ・各理事から提出された同意書は、理事会の決議があったものとみなされた日から 10 年間、主たる事務所に備え置く必要があります。

【社員総会・評議員会の決議の省略とは】

法人法第 58 条第 1 項では、「理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。」とされており、書面による手続により社員総会の決議があったものとみなすことができます。

また、法人法第 194 条第 1 項では、「理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。」とされており、書面による手続により評議員会の決議があったものとみなすことができます。

社員総会・評議員会の決議の省略の手続を時系列で説明すると以下のようになります。

理事（または社員（基本的には理事長））が各社員（または評議員）に対して、社員総会（または評議員会）の決議の目的である事項について記載した提案書を送付する。
（提案書の様式は別添様式例 4 参照）

当該提案に対して、すべての社員（または評議員）から同意書の提出がされる。（同意書の様式は別添様式例 5 参照）

社員（または評議員）の同意書がすべて提出された日を社員総会（または評議員会）の決議があったものとみなされた日として、議事録を作成する。（議事録の作成例は別添様式例 6 参照）

(留意点)

- ・各社員（または評議員）から提出された同意書は、社員総会（または評議員会）の決議があったものとみなされた日から 10 年間、主たる事務所に備え置く必要があります。

税額控除に係る証明に関する要件改正の概要

平成 28 年度における税制改正を受けて、公益法人が税額控除に係る証明を受けるために必要な要件が一部改正され、一定の要件を満たせば、事業規模が小さな公益法人であっても税額控除制度の対象となるようになりましたので、その概要をお知らせします。制度の詳細は、本年 6 月に改訂された「税額控除に係る証明～申請の手引き～」をご参照ください。

上記手引きは、ウェブサイト「公益法人 information(<https://www.koeki-info.go.jp/>)」に掲載されていますのでご参照ください。

(改正前の要件)

法人において過去に受けた寄附実績 (原則 5 年間) において、次のいずれかの要件を満たす必要がありました。

要件 3,000 円以上の寄附者が平均して年に 100 人以上であること。

要件 法人の経常収入金額に占める寄附金等収入の割合が 1 / 5 以上であること。

(改正後の要件)

要件 について、公益目的事業費用の額の合計額が 1 億円未満の事業年度がある場合、当該事業年度の寄附者数は (ア) のとおり計算し、かつ (イ) の要件を満たすことが必要とされました。

実際の寄附者数 × 1 億	
(ア) 寄附者数	= $\frac{\hspace{10em}}{\hspace{10em}}$
	公益目的事業費用の額の合計額 (1,000 万円未満の場合には 1,000 万円)
(イ) 寄附金額が年平均 30 万円以上	

公益法人に対して寄附をした場合に個人または法人が受けられる税制優遇の内容 (所得控除と税額控除の違い等) については、公益法人だより第 4 号 (平成 28 年 2 月 22 日発行) をご参照ください。

おわりに

例年、立入検査実施の 2 ~ 3 カ月後に送付する立入検査結果通知において、検査当日に口頭により行った主な指摘・指導事項について記載していますので、これらの事項については、改善できるものから速やかに改善していただきますようお願いします。

なお、指摘・指導事項については、文書による回答を求めるものではありませんが、次年度における事業報告や次回の立入検査において、その改善状況を確認させていただきまのでよろしくお願ひします。

今後掲載を希望される事項などがありましたら、メール等でご連絡いただければ、掲載していきたいと考えていますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

以 上

(様式例1)

平成 年 月 日

役員 各位

公益〇〇法人
代表理事(会長・理事長)

印

提 案 書

拝啓(時候のあいさつ)

さて、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条(定款〇条)の規定に基づき、理事会の決議事項について、下記のとおり提案をいたします。

つきましては、別紙により、来る 月 日までに、当法人に必着すべくご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

理事	の提案の内容
第1号議案	規則の一部改正の件 規則第 条に定める定年を満65歳までとすること。
第2号議案	の件

以上

(様式例2)

平成 年 月 日

公益〇〇法人
代表理事(理事長・会長) 様

住所
理事 印

同意書

私は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条(定款〇条)の規定に基づき、理事会の決議事項についての下記提案に対して同意します。

記

(提案内容)

第1号議案 規則の一部改正の件
規則第 条に定める定年を満65歳までとすること。

第2号議案 の件
.....

以上

平成 年 月 日

公益〇〇法人
代表理事(理事長・会長) 様

住所
監事 印

理事会決議事項についての提案に対する異議の有無等について

私は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条(定款〇条)の規定に基づき、理事会の決議事項についての下記提案に対して下記のとおり意思表示します。

記

(提案内容)

- 第1号議案 規則の一部改正の件
規則第 条に定める定年を満65歳までとすること。
第2号議案 の件
.....

(意思表示内容) 異議なし、異議ありのどちらかに〇印の上、「異議あり」の場合は、異議の内容についてご記入ください。

異議なし

異議あり

()

以上

みなし決議に関する理事会議事録(例)

- 1 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
第1号議案 規則の一部改正の件
規則第 条に定める定年を満65歳までとすること。
第2号議案 の件
.....
- 2 1の事項を提案した者の氏名
代表理事(理事長・会長)
- 3 理事全員及び各監事から、平成 年 月 日までに、別添同意書をもって、提案の内容に同意する旨の意思表示がなされました。
- 4 よって、平成 年 月 日、上記各提案を可決する旨の決議があったものとみなされたことを、ここに証します。

平成 年 月 日

公益(一般)財団(社団)法人
代表理事(理事長・会長)

印

平成 年 月 日

社員（評議員） 各位

公益 法人
代表理事（理事長・会長）

印

提 案 書

拝啓（時候のあいさつ）

さて、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第58条第1項（第194条第1項）の規定に基づき、社員総会（評議員会）の決議事項について、下記のとおり提案をいたします。

つきましては、別紙「同意書」により、来る 月 日までに、当法人に必着すべくご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

理事 の提案の内容

(1) 定款一部変更の件

定款第 条を次のように変更すること。

（公告方法）

第 条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(2) 上記提案を可決する旨の社員総会（評議員会）の決議があったものとみなされる日は、平成 年 月 日とすること。

以上

平成 年 月 日

公益 法人

代表理事(理事長・会長)

殿

住所

社員(評議員)

印

同意書

私は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第58条第1項(第194条第1項)の規定に基づき、社員総会(評議員会)の決議事項についての下記提案に対して同意します。

記

理事 の提案の内容

(1) 定款一部変更の件

定款第 条を次のように変更すること。

(公告方法)

第 条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(2) 上記提案を可決する旨の社員総会(評議員会)の決議があったものとみなされる日は、平成 年 月 日とすること。

以上

みなし決議に関する社員総会（評議員会）議事録

1 社員総会（評議員会）の決議があったものとみなされた事項の内容

(1) 定款一部変更の件

定款第 条を次のように変更すること。

（公告方法）

第 条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(2) 上記提案を可決する旨の社員総会（評議員会）の決議があったものとみなされる日は、平成 年 月 日とすること。

2 1の事項を提案した者の氏名

代表理事（理事長・会長）

3 社員総会（評議員会）の決議があったものとみなされた日

平成 年 月 日

上記のとおり、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第58条第1項（第194条第1項）の規定により、社員総会（評議員会）の決議があったものとみなされたので、これを証するためこの議事録を作成した。

平成 年 月 日

公益 法人
議事録作成者 理事

印